

2 告示

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れおよび緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること。 |
|--------------------------|---|

3 通知

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | (1) 産科または産婦人科を標榜している保険医療機関であること。 |
| <input type="checkbox"/> | (2) 妊産婦である患者の受診時に、緊急の分娩について十分な経験を有する専ら産科または産婦人科に従事する医師が配置されており、その他緊急の分娩に対応できる十分な体制がとられていること。 |
| <input type="checkbox"/> | (3) 妊産婦である患者の受診時に、緊急に使用可能な分娩設備等を有しており、緊急の分娩にも対応できる十分な設備を有していること。 |

4 届出に関する事項

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。 |
|--------------------------|--|

5 確認事項と想定される質問

確認1

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 産科または産婦人科を標榜している保険医療機関である。 |
|--------------------------|----------------------------|

確認2

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 妊産婦である患者の受診時に、緊急の分娩について十分な経験を有する専ら産科または産婦人科に従事する医師が配置されており、その他緊急の分娩に対応できる十分な体制がとられている。 |
|--------------------------|--|

アドバイス

該当する医師の出勤簿などを提示して説明しましょう。

確認3

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 妊産婦である患者の受診時に、緊急に使用可能な分娩設備等を有しており、緊急の分娩にも対応できる十分な設備を有している。 |
|--------------------------|--|

6 A207 診療録管理体制加算（入院初日）

1 点数

- 1 診療録管理体制加算1 100点
- 2 診療録管理体制加算2 30点

注

診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む）または第3節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

通知

診療録管理体制加算は、適切な診療記録の管理を行っている体制を評価するものであり、現に患者に対し診療情報を提供している保険医療機関において、入院初日に限り算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。

診療録管理体制加算1

2 告示

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | イ 患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。 |
| <input type="checkbox"/> | ロ 診療記録のすべてが保管および管理されていること。 |
| <input type="checkbox"/> | ハ 診療記録管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。 |
| <input type="checkbox"/> | ニ 中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設および設備を有していること。 |
| <input type="checkbox"/> | ホ 入院患者について疾病統計および退院時要約が適切に作成されていること。 |

3 通知

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | (1) 診療記録（過去5年間の診療録および過去3年間の手術記録、看護記録等）のすべてが保管・管理されていること。 |
| <input type="checkbox"/> | (2) 中央病歴管理室が設置されており、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月10日政社発1010第1号）に準拠した体制であること。 |
| <input type="checkbox"/> | (3) 診療録管理部門または診療記録管理委員会が設置されていること。 |
| <input type="checkbox"/> | (4) 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。 |
| <input type="checkbox"/> | (5) 年間の退院患者数2,000名ごとに1名以上の専任の常勤診療記録管理者が配置されており、うち1名以上が専従であること。なお、診療記録管理者は、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（ICD10による疾病分類等）を行うものであり、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を除く）、窓口の受付業務、医療機関の経営・運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助および物品運搬業務等については診療記録管理者の業務としない。なお、当該専従の診療記録管理者は医師事務作業補助体制加算に係る医師事務作業補助者を兼ねることはできない。 |
| <input type="checkbox"/> | (6) 入院患者についての疾病統計には、ICD(国際疾病分類)上の規定に基づき、4桁または5桁の細分類項目に沿って疾病分類がなされていること。 |
| <input type="checkbox"/> | (7) 以下に掲げる項目をすべて含む電子的な一覧表を有し、保管・管理された診療記録が、任意の条件およびコードに基づいて速やかに検索・抽出できること。なお、当該データベースについては、各退院患者の退院時要約が作成された後、速やかに更新されていること。また、当該一覧表および診療記録に係る患者の個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日医政発第1224001号等）に基づく管理が実施されていること。 <input type="checkbox"/> ア 退院患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所（郵便番号を含む） <input type="checkbox"/> イ 入院日、退院日 <input type="checkbox"/> ウ 担当医、担当診療科 <input type="checkbox"/> エ ICD(国際疾病分類)コードによって分類された疾患名 <input type="checkbox"/> オ 手術コード（医科点数表の区分番号）によって分類された当該入院中に実施された手術 |
| <input type="checkbox"/> | (8) 全診療科において退院時要約が全患者について作成されていること。また、前月に退院した患者のうち、退院日の翌日から起算して14日以内に退院時要約が作成されて中央病歴管理室に提出された者の割合が毎月9割以上であること。なお、退院時要約については、全患者について退院後30日以内に作成されていることが望ましい。 |
| <input type="checkbox"/> | (9) 患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。なお、この場合、「診療情報提供に関する指針」（平成15年9月12日医政発第0912001号）を参考にすること。 |

4 確認事項と想定される質問

確認1◆

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 診療記録のすべてが保管・管理されている。 ※過去5年間の診療録および過去3年間の手術記録、看護記録等が保管・管理されている。 |
|--------------------------|---|

質問

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 今年の〇月に退院した患者で主病が□□□（例：脳梗塞）の患者さんのリストを見せてください。 |
| <input type="checkbox"/> | 貴院において、〇年〇月に□□□（例：胃がん）で入院した患者さん（1例）の診療録一式を見せてください。（カルテ・看護記録・手術記録・同意書・放射線関係記録） |

アドバイス

指定された条件を満たす患者の診療録等を提示して、保管されていることを説明しましょう。また、院内における診療録や付随する記録の保存期限について、説明できるように事前に調べておきましょう。